

科目名	民法
第一問 Aは、自己所有の土地上に事業用建物（甲建物）を所有し、甲建物をBに賃貸している。ただし甲建物には、XのAに対する三億円の貸金債権を被担保債権とする抵当権が設定され、その旨の登記もなされている。	
平成一三年七月一日、AはCから一億円を借り受ける旨の金銭消費貸借契約を締結し、同時にCのAに対する債権を担保する目的で、AB間に平成一五年七月以降に発生する賃料債権をCに包括譲渡した。当該賃料債権譲渡については、平成一五年七月一日にAからBに対し確定日付ある証書による通知がなされた。右の事実関係の下で、以下の問いに答えよ。	
（1）Aが債務不履行に陥りXが甲建物の抵当権を実行したところ、Dが買受人となった。その後のAD間、BD間の法律関係について、必要ならば事実関係につき場合分け等を行った上で、論ぜよ。	
（2）抵当権は未だ実行されていないとする。平成一七年一二月の段階で、Aの経営状態が悪化しており、また甲建物の資産価値も抵当権設定時に比して大きく下落しているとの情報を得たXは、債権回収のためAのBに対する賃料債権に着目し、これに対し物上代位を行いたいと考えている。この際、XがCに優先して右賃料債権から自己の債権回収を行うことは可能か、可能とすると、それはいかなる場合に、どのような理由によって可能となるか。抵当権の物上代位の意義と法的根拠、その担保としての法的性質に関し自らの立場を明らかにしつつ、論ぜよ。	
第二問 「遺産分割協議は詐害行為取消権の対象となるか」について論ぜよ。	